HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「信教の自由」への歩み
Author(s)	高橋, 弘
Citation	基督教学, 18, 25-31
Issue Date	1983-06-19
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/46425
Type	journal article
File Information	18_25-31.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

研究ノート

「信教の自由」への歩み

―十六世紀、再洗礼派の寄与―

高橋弘

「信教の自由」とは、西欧では Religionsfreiheit, freedom of religion, あるいは religious liberty と呼ばれているものをさすが、この信教の自由とは先づ人間の内面性に関する自由である。これは人間の基本的な信念、信仰、価値に関係し、一般的には「信仰の自由」Glaubensfreiheit として、より具体的には「良心の自由」とか「信仰告白の自由」として意識されている。しかし信教の自由と言うとき、それは単に内面性のみならず、外面的、社会的自由をも含む、日常的、市民的自由であるとも意識されている。こういう信教の自由の社会的側面は、一般的には「宗教行為の自由」Kultusfreiheit として、さらに具体的には、礼拝の自由、宣教の自由、宗教教育の自由、宗教的結社の自由等の宗教上の諸活動の自由として意識されている。すなわち信教の自由とは、単に教義、神学に関する自己の判断、理解の自由のみを意味してはいない。

欧米においては今日、信教の自由は、次第にその意義が認識され、憲法などにより基本的人権の一つとして保証されるに至っているが、しかし尚この「信教の自由」実現については、ヨーロッパ諸国においてさえ未だきわめて不充分、不徹底なものであると言わなければならない。

ところで信教の自由を可能にする最も基本的な前提の一つは政教分離 separation of church and state の原則である。この原則なくしては信教の自由は実現しえない。つまり国家教会、領邦教会 state church とか、市民教会、国民教会 Volkskirche, citizen's church という制度の下ではこの自由はあり得ない。これらの国家教会制度の下で殆んど信教の自由と同一視されている「宗教的寛容」toleration というものは、為政者、政府の許可するもの以外の宗教的あり方をする者に対する、まさに寛容、忍耐であるにすぎず、つきつめるならそれは不完全な宗教的自由という意味であって、その自由には状況によってさまざまの程度の差がある。(1) 政教分離の原則からもう

一つの原則が自然に発生する。それは自由教会 voluntary church or free church の原則である。自由教会とは国家支配から自由なる信仰者の群れ congregation free from the state のことである。あるいは国家によって全市民と教会員とが一つにされた国民教会から区別し、信仰者のみが構成する教会という意味で believer's church とも呼ばれている。いずれにしても明らかなことは、政教分離の原則なくして信教の自由は不可能であることと、政教分離は当然国家教会、国民教会以外の教会のあり方、すなわち自由教会を導くことになり、この三つの原則は相互に深く結びついており、一方の存在なくしては他の存在も成立しえないということである。さらに換言すれば、政教分離とか自由教会というあり方、原則は、「信教の自由」というものを別の側面から語っているにすぎず、同一物に対する表現の違いという相違であるとも言いうる。

ところでこれらの三つの原則は、歴史的にみれば、ピューリタン革命及びフランス革命によってはじめて、市民的自由の原則の一つとして実現されたものである。つまりこういう信教の自由に関する三つの原則は、ピューリタンたち、すなわちバプテスト、独立派、クェーカーなどの自由教会の伝統によって成立したのである。(今日これらの原則は米国において自明の理となっている)。しかしながら政教分離の原則を初めから貫き、信教の自由と自由教会のあり方を見事なまでに実現し追究したのは、ヨーロッパが中世的教会の支配体制であるキリスト教世界 corpus christianum の社会になって以来、再洗礼派 Anabaptists, Wieder Täufer (より正確にはスイス兄弟団、Swiss Brethren) が最初であった。それはピューリタン革命に遡ること約一二〇年である。ベイントンによれば、これ程重大であり基本的原則が、コンスタンチヌス帝の時代から再洗礼派の現れる日までの長い間、忘却され、また無用のものとして葬り去られていたのである。再洗礼派の出現によって、千数百年の空白の中から、漸く再びこれらの原則が、その本来の重みを意義とを伴って取り上げられることになった。再洗礼派は、ピューリタンたちがこれらの原則を発見する遥か以前に、完全なまでにこの原則を表明、宣言していたのみならず、この原則を完璧に実行し、実現していたのである。[2] たしかに歴史的、時間的連続性ということからすれば、自由教会の伝統、信教の自由の原則はピューリタンから継承されているのではあるが、単に歴史上に時機の熟さぬうち

に出現したというそれだけの為に、時の政府及びカトリック、プロテスタント相方から徹底的に弾圧され、歴史から殆んど抹殺される運命にあったのであるが、F・H・リテル（邦訳ではリッテルと紹介されている）の指摘するように、再洗礼派こそ最初の模範的自由教会であり、いわば自由教会の原型であって、それゆえに再洗礼派を古典的自由教会と呼ぶことができるのである。[3] つまり自由教会の生成、発展の原型あるいは母体ともなったものが再洗礼主義運動 Anabaptism[4] であった。

再洗礼主義運動は、ツウィングリ自身の周辺から初代教会の復元（restitution or restoration）という目標を徹底的に推進しようとする努力の結果として起ったものである。ドイツ系スイスにおける宗教改革は、一五一九年にツウィングリがチューリヒで改革的説教を開始した時に遡るのであるが、一五二三年にチューリヒが改革された時、そこには三様の反応があった。一つはいやいやながらの消極的人々（親カトリック的プロテスタント）、二つめはカトリックから解放されてこれから自由奔放に生きれると喜んだ人々、三つめはツウィングリの秘密裡の聖書研究グループで、ツウィングリの改革を助け彼の右腕として働いた有能で熱心な青年たちである。[5] この三つのグループがのち、師ツウィングリと決別して再洗礼派と呼ばれ、追放と殉教の苦難を嘗ねばならなかった人々なのである。[6] この再洗礼主義運動創立期の指導者たちの幾人かをあげると、コンラット・グレーベル、フェリックス・マンツ、ウイルヘルム・ロイブリン、ヨハンネス・ブレトリ、ゲオルク・ブラウロックなどである。例えばこのうちの一人、グレーベルはチューリヒの屈指の名家の出身であり、バーゼル大、ウィーン大、パリ大に学び、当時の最高の教育を受けていた人物で、ギリシャ語、ラテン語に秀で、ツウィングリの最上の愛弟子であり、ツウィングリによって将来ヘブライ語の教授となるよう属望されていた語学にはなはだ堪能であったマンツとともに、初期にはツウィングリの強力な右腕、ツウィングリとの決裂以後はツウィングリの最強の論敵となった人物である。[7]

結局宗教改革者ツウィングリは、宗教上の改革者であるより、現実感覚が発達した政治家であり、愛国主義者であった。彼はスイスの政治的特殊事情（つまりスイスは領主が存在せず、土地の貴族たちによって統治されており、チューリヒ市については市の代表議会 Rath によって統治されていた）を受け入れていたばかりでなく、

これをさらに強化しようとしていた。彼の宗教上の改革はすぐれて政治的色彩の濃いものであった。その一例を挙げるなら、政治的情況の変化に伴いツウィングリはいとも簡単に前言を徹回し、彼に従ってきた信者たちを打遣って市政府に迎合したのである。こういう訳で彼は corpus christianum すなわち国民教会というあり方しか知らなかった。ツウィングリは、強制されてやむをえず教会に出席する者をさえ含めて、チューリヒの全住民を神の選民と同一視し、やがてチューリヒ全市を選ばれた主の群れ、いわば選民と考えるようになっていく(8)。彼はカトリック司祭の身分から離れた時、市会（政府）によって教会に任命されることを意に介さなかった（ヘレニズム的二重性）。すべて corpus christianum 体制の下でそう考えるようにツウィングリの場合には、スイス都市の全住民を神の選民と考えるに及び、洗礼と主の晩餐を信仰から切り離し、洗礼を旧約の割礼に相当する社会への入門式、主の晩餐を過越の祭と対比し始めるのである。

結論を急ぐなら、ツウィングリは国家理性に身を置いたのである。彼の目指す教会は国家教会、国民教会以外にはなく、ゆえに祖国や信仰のためには武力を用いることに躊躇を感じなかった（剣による改革）。さらに彼は、教会は社会を支配すべきであるという神政政治を理想としていた。彼は典型的なナショナリストであった。こういう訳で改革後に出来上ったスイスのプロテスタントは政教一致、国民教会を特色とするドイツ以上に政治的色彩の濃い state church であって、極論すれば、外側がカトリックからプロテスタントに変化したにすぎない。こういう結末は、改革開始当初のツウィングリからは想像のつかないものである。初期の宗教家ツウィングリのヴィジョンを彼の弟子である再洗礼派が継承し、その彼らと後の政治家ツウィングリが衝突したのである。であるから再洗礼派の悲劇は、いわばツウィングリ自身のもつ諸々の矛盾の露呈であり、衝突を物語るのである。ツウィングリのプロテスタントが政府と一体となって再洗礼派を異教異端として弾圧していった事実は、別の観点からすれば、政治家ツウィングリによる、聖書のみに徹したラディカルな宗教家ツウィングリの断罪であり、聖書のみという改革のヴィジョンの完全な放棄であった。仮にツウィングリが当初のヴィジョンを貫徹していたなら、自由教会は彼の手によって始められることになったであろう。しかし彼は、剣によるスイス改革の途上で、

剣を帯びた戦士として戦いのさ中に死んだ。

再洗礼主義運動を一言で紹介するのは難しい。彼らが追求したものは、かつてルターやツウィングリが追求しようとして果せなかったものであった。すなわち真にキリストに従う者でありつづけること、そして信じる者のみが構成する真のキリストの教会をつくることである。国家とか政治から自由なところで、自らの意志でキリストに従う者の群れをつくることであった。それが信ずる者の教会であり自由教会であった。国家や力によって強制される信仰はも早信仰ではなく、自らの理性と意志のないまま授けられる幼児洗礼によっては人はキリスト者となり得ない。たとえ国家の望む宗教を選ぶにせよ、他のあり方が選択できる自由があって始めて信教の自由が成立するのであるが、corpus christianum の体制下ではその自由はなかった。

再洗礼派がかつての師と袂を訣ったのは教会と国家の問題である。純粋に宗教上の問題の決着のためにツウィングリは市政府（国家）をもちだす。その理由は、確かに聖書には明かな教えがあるが、しかしそれを実際に社会に適応するかどうかは聖書ではなく国家が決める事柄であるというのである。ツウィングリに対する再洗礼派の異議が始まる。問題なのは国教自体でも、洗礼でも、寛容でもない。問題はキリスト者の行動と教会の秩序の規範 Norm として聖書以外のものがあるかどうかなのである。(9)

再洗礼派の信仰は今日から見ても驚く程新約の教えに近い。彼らが弾圧を逃れて各地を放浪する途上で、逸脱や失敗もあった。これは再洗礼主義運動の発生に間髪を入れずに弾圧、迫害が起り、指導者たちの殆んどが早期に殉教し、教団として形成する機を失ったからでもある。いずれにせよ問題なのは、彼らがどんな思想、信仰を抱いていたかではなく、彼らが純粋に宗教的グループにすぎなかったことである。ただこの非政治的、宗教的グループがそのようなものとしてでなく、政治的レヴェルで問題にされ、政治的に処理されたのである。たとえ宗教であれ政治的でなければ存在できなかった。国家による再洗礼派の弾圧は、異端であったためではなく（それは名目にすぎない）、また彼らが政治的であろうとしたためではなく、まさにその逆で、あまりに宗教的であったためである。逆説的であるが非政治的立場が国家にとってはなはだ政治的力となって迫ってきたのである。彼らの宗教の自由を許容すればスイス都市国家の秩序は外敵

によってではなく、内部から崩壊したであろう。そのことが国家理性には見のがすことの出来ない問題であった。再洗礼派の罪は、彼らが国家に反逆したことではなく、国家に無関心であったことであった。

それゆえ再洗礼派の人々は既成教会からも国家からも（両者は一つである）、Wieder Täufer（正統な洗礼である幼児洗礼に加えて、余計な洗礼を施す者という意味で再洗礼者とあだ名された）と呼ばれ、教会と国家にたてつく者 Dissenter と呼ばれ、国家教会のあり方に決して妥協しない者 non-conformist であり、結局、トレルチに倣って言えば体制教会 church に対し sect, Secten（分派、セクト）として、非合法に、人知れず秘かに隠れて存在するしかなかったのである。

再洗礼派はこうして、(1) 信ずる者のみからなる教会（自由教会）、(2) 国家と教会の分離（政教分離）、(3) 信仰、宗教の自由という原則を、迫害と弾圧の嵐の中で、生命を賭し、市民権、財産、住居を奪われながら貫きとうそうとし、また貫き通したのである。国家と結託した国民教会の道を選んだチューリヒには、彼らはチューリヒの政治的治安を脅かす存在と見做され、再洗礼派は見つかり次第〈死刑〉に処せられることになり、これ以降数百年間、宗教上の寛容の原則が確立するまで、スイス、ドイツ、チロルのみならず全ヨーロッパで（オランダ、モラビアなど若干の例外はある）迫害と殉教の道を歩む運命を余儀なくされたのであった。(10)

註

(1) J・B・ビュアリ「思想の自由の歴史」、岩波、八四頁。尚、寛容と宗教的自由の問題を国家との関連で扱っている、H・J・ラスキ「近代国家における自由」参照。

(2) Roland H. Bainton, "Anabaptist Contribution to History", The Recovery of the Anabaptist Vision, Scottdale, Pa, Herald Press, 1962, p. 317（以下 RAV と略記）。

(3) Franklin H. Littell, The Free Church, Boston, Starr King Press, 1957, p. 1.

(4) アナバプティズムに関する文献は尨大にあるが、比較的入手し易く、読み易いものは、榊原巌「アナバプティスト派古典時代の歴史的研究」平凡社、一九七二年。
William R. Estep, The Anabaptist Story, Nashville, Broadman Press, 1963, Fritz Blanke, Brothers in Christ, Scottdale, Herald Press, 1961, Franklin H. Littell, The Origins of Sectarian Protestantism, New York, Macmillan, 1964.

(5) Fritz Blanke, "Anabaptist and the Reformation", RAV, pp. 58-59.

(6) 「ツウィングリは我々に聖書を手渡し、神学者でもない我々に

それを研究するように激励した。我々は彼の忠告に従い新約聖書を読んだ。しかし我々の師と一つ違う教えを発見した。チューリヒでは、他の総てのキリスト教の国のように、幼児が洗礼を受け教会のメンバーに加えられる。従って教会と大衆は一つであり、教会は大衆のものである。しかし新約聖書では（マタイ七―一四）教会は交わりであり、大衆のものではなく、真に信じ正しく生きる少数者のものである」。グレーベル他の連著による一九二四年九月のミュンツアー宛への手紙。

(7) コンラット・グレーベルに関しては以下のものが良い。
榊原　巌「コンラット・グレーベル伝」平凡社、一九八二年
Herald S. Bender, Conrad Grebel, The Founder of the Swiss Brethren, Somtimes Called Anabaptist, Goshen, Mennonite Historical Society, 1950.

(8) R. H. Bainton, The Reformation of the Sixteenth Century, Boston, Beacon Press, 1952（「宗教改革史」新教出版の「ドイツ系スイスの改革派教会」参照。榊原巌「アナバプティスト派古典時代の歴史的研究」一〇七頁以下参照）。

(9) John H. Yoder, "The Prophetic Dissent of the Anabaptists", RAV, pp. 94-96.

(10) チューリヒ市での改革以後の、再洗礼派の放浪と殉教の歩みを扱っている文献は数多くあるが、そのいくつかをあげておく。
H. S. Bender & C. Henry Smith, Mennonites and Their Heritage, Scottdale, Herald Press, 1966, この中の chpt. 8 "The Price of Faith: Persecution and Martydom",
Cornelius J. Dyck, ed., An Introduction to Mennonite History, Scottdale, Herald Press, 1979, pp. 36 ff.
T. J. van Braght, Martyrs' Mirror, Scottdale, Mennonite Publishing House, 1951.